



「萬歳」の日常語化の過程と国定国語教科書「読本」教材にみる「萬歳」の用例

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 新田, 和幸 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003798

「萬歳」の日常語化の過程と国定国語教科書 「読本」教材にみる「萬歳」の用例

新 田 和 幸

はじめに

近代日本における「萬歳」の「ことはじめ」については、これまでも紹介されていることではある。

もともと「萬歳」は、古代中国のことで、臣下が皇帝に対して慶賀を祝するときに用いられたものであった。これが、古代天皇制にも採り入れられ、すでに十世紀の『延喜式』に醍醐天皇にたいする直属の臣下による「萬歳(バンゼイ)」の三呼が記録されている。また、古来天皇の即位式には「萬歳」の文字を刺繍した旗を掲げるのを通例として⁽¹⁾いる。

近代日本において「萬歳」は、これらの古来の用法を背景としながらも、全く新たな状況の中で再出発を開始したのである。すなわち、一八八九(明治二十二年)二月十一日の憲法発布式典に際し、帝国大学教授学生をはじめ千数百人の人々が、行幸の天皇を迎えて「バンゼイ」と三唱したことに始まる。

このとき「バンゼイ」の発音は、それまで使用されてきた「バンゼイ」と「マンゼイ」(神楽歌「千歳」に古くからうたわれた「せん

ざい・まんざい」のかけあいことば)の合成として生まれた⁽²⁾。

重要な点は、新しいコトバが造られたことそれ自体ではなく、それが新たに獲得した社会的な「はたらき」にこそあった。民衆が、天皇に対する祝賀の意を「両手を高く挙げて、力強く発声唱和する」動作によって直接に表現することは、それまでにはあり得なかった。それは皇室に対する国民の翼賛を顕現する表現形式として、近代天皇制構築の過程で造り出されたものであった。

しかし、「萬歳」が国民大衆の側からの天皇に対する能動的はたらきかけのコトバとして意義付けられたその瞬間、本来の非日常的用語のまま再出発した筈の「萬歳」が日常語化する可能性をはらむことになった。

もちろんこの出発点において「萬歳」は、天皇(皇室)の祝賀を奉ずる場合に限定する従来の用法に準じており、まもなくこの「萬歳」による「奉祝」方法は、学校儀式の中にも取り入れられ、学校を通して全国津津裏裏にまで普及していく。しかし、やがてこのコトバは一人歩きをして、「本来」の枠組みを飛び越えていったのである。

「萬歳」は、再生したのちどのような道を歩んでいったのか。これ

は近代天皇制の興味ある問題の一つである。ここでは、「萬歳」の日常語化していく足どりを追ってみよう。そしてまた、「萬歳」の日常語としての定着過程の一端を、まさしく「国定」の用例としての国定教科書を題材として探ってみよう。

〔一〕「萬歳」の日常語化と学校儀式からの「萬歳」の退避

国民新聞一八九四（明治二十七年）九月十四日は「萬歳の声」という記事を以下のように報じている。

鳳輦昨日宮城より出るや萬歳の声は直ちに上がりぬ。之より新橋停車場に至るの間、萬歳を以て送られたる鳳輦は、萬歳を以て迎えられ、萬歳の声は萬歳の声と和す、吾人は之を聞きて感憤禁ぜざるものある也。

吾人は生来未だ曾て此の如き熱心なる萬歳の声を聞かざりき。憲法発布の時も此くはあらざりき。国会開設の時も此くはあらざりき。……皇室は確かに国民の胸中に扶植せられぬ。

夫れ皇室と民心と相吻合したる時に於て、前古未曾有の大熱情を以て皇室に注ぐを見ては、また以て国民をして愈よ皇室に近接せしむるの要あるを見るべし。……

この年八月一日に日清戦争に突入し、九月十三日、天皇が戦争を直接指揮するために、広島大本營へむけて立つときのようである。記事は、天皇を載せた鳳輦（ほうれん）に高唱する東京市民の「萬歳」の声の規模に、皇室と国民との心情的な結びつきの進展を感じとらせようとしている。

ここにおいてみられる「萬歳」は、たんに天皇を拜むという靜的な行為に比べて、国民の側からの能動的な意思表示であり、こうした翼賛の方式こそは、明治中期に新たに培われつつあるナショナルリズムの一つの側面を映し出している。

「萬歳」による皇室翼賛方式が一般化していくにあたって、学校が大きな役割を果たしたのはいうまでもない。一八九〇（明治二十三年）十月三十日に「教育勅語」を発したのを受けて、十一月から翌年の春にかけて全国的な「勅語奉読式」が展開された。翌年の一月にこれを執行した宮崎県では、このとき「萬歳」の声が県下に響きわたった。一例のみを示そう。（明治二十四年一月二十二日付 宮崎県東諸懸郡長代理発宮崎県知事宛 庶坤第五号「勅語奉読及交付式情況具申」〈宮崎県立図書館蔵 自明治十七年至同二十三年 学第三号雜書〉）

……郡長代理ハ今般教育ニ関シ下シ玉ヒタル処ノ勅語ヲ奉読スヘキ旨ヲ告ケ続ケテ奉読終リテ
 兩陛下並皇太子殿下萬歳ヲ三呼シ続ケテ萬歳萬々歳ヲ連呼シテ止ム夫レヨリ郡長代理勅語ニ付テ關係職員生徒ニ対シ一場ノ演説ヲ為シ……

このように皇室に対する「萬歳三唱」は、その発生以来、高速度で各地域に浸透しつつあったと考えられる。

こうした趨勢の中で、一八九一（明治二十四）年六月十七日文科省令第四号「小学校祝日大祭日儀式規程」は、学校儀式の中に「学校長教員及生徒 天皇陛下及皇后陛下ノ御影ニ対シ奉り最敬礼ヲ行ヒ且兩陛下ノ萬歳ヲ奉祝ス」（第一条第一項）と規定した³。これは必

ずしも「萬歳」を唱和するように定めたのではないが、儀式の実際においては世間一般のごとくに「萬歳三唱」がごく普通に行われていたことが推察される。

例えば埼玉県においては、一八九二（明治二十五）年一月二十六日県令甲第十号「小学校祝日大祭日ノ儀式ニ関スル次第等」の第三条で「天皇陛下及皇后陛下ノ萬歳ヲ奉祝スルニハ学校長先ス萬歳ヲ唱へ教員生徒之ニ和スルト三次トス」と明確に規定している（埼玉県『県報』第八十二号（明治二十五年一月二十六日発行））。

このように、「萬歳奉祝」は「萬歳三唱」と一般に理解されたものといえる。こうして、「萬歳」の唱和が学校儀式の枢要部分に位置していったものとみることができよう。

しかし、「萬歳」はもう一方で、じつは「本来」の用法の枠を逸脱して、個人や団体（機関）等についても唱えられるようになっていたのである。

「萬歳」を「君」のみならず「臣」にも流用した、比較的早い時期の意外な一例を示そう。

一八九一（明治二十四）年三月七日、第一回帝国議會貴族院の最終日議事終了後に、貴族院議長伯爵伊藤博文が議場において、憲法政治の定着と「帝室の威嚴の鞏固」を訴える演説をしたあとのしめくくりの場面の議事録を引こう。（『帝国議會貴族院議事速記録・二（第一回議會・下）』七二六〜七二七頁）

……諸君ト共ニ此議場ニ於テ一齊ニ 天皇ノ萬歳ヲ唱ヘタイト
思ヒマスガ如何デゴザリマスカ、天皇萬歳

〔議員一同「天皇萬歳」ト呼ブ〕
憲法萬歳

〔議員一同「憲法萬歳」ト呼ブ〕
〔富田鐵之助君「伊藤議長閣下萬歳」ト呼ブ〕
〔議員一同「伊藤議長閣下萬歳」ト呼ブ〕

明治の元勳伊藤博文といえども、「臣」に違いはない。貴族院議員たちの伊藤博文に対する「萬歳」は、伊藤も含めた皇室の「藩屏」たちまでもが、このコトバを「臣」の側に引きずり下ろし、無意識のうちに「帝室の威嚴」を損ねてしまった皮肉な例である。

右の一例を示すにとどめるが、このような、個人・団体等の「萬歳」を天皇のそれとリンクして唱える用法も、時を移さず生まれ続けてきたのである。実際のところ、「萬歳」はむしろこのように「臣」のレベルにまで引き下ろされて、はじめて爆発的な流行を勝ち取るこゝろができたのであろう。

そして、一八九三（明治二十六）年の六月から七月にかけての、読売新聞と東京朝日新聞紙上に展開された、「萬歳」の用法に関する一連の論争に象徴されるように、このコトバの大流行は一時期社会的な問題とさえなった。

このときの論のほとんどは、もちろん「萬歳」の「濫用」を戒めるものであった。そのなかで、「萬非道人」署名による「萬歳の祝詞は臣民に用ふべからず」（『東京朝日』明治二十六年六月二十九日付）の記事は、具体的な教育的施策にまで立ち入った提案をしている点で興味深い。

即ち、「忠愛無二なる我日本臣民にして濫りに萬歳の祝詞を受けて毫も恠まず甚だしきは儕輩の間にも萬歳を以て祝すること今日都鄙一般の流行となれり而して世間之を恠まざるは萬歳の祝詞天皇陛下に對するときに限ることを知らざる故なり」と現状を指摘した上

で、かれは「幸に忠君愛国に身を委ねられたる井上毅氏の大臣たるあり希くは文部大臣より各小学校教員に訓令して萬歳の祝詞は陛下の敬称と同じく濫りに臣民間に用ふべからざることを諭さしめ」るべしとして、教育上の施策に訴えて「臣民」への流用に歯止めをかけるべきことを論じている。

はたしてこの時点で、なんらかの施策によつて「萬歳」を制限することが可能であつただろうか。また、井上文部大臣がこの状況にどの様に応じようとしていたのかについても、いまのところわからない。ただ、井上がこれらの論に関する新聞記事を逐一切りとつて保管していた事実は、かれがこの問題に重大な関心を示していたことを意味しよう。(國學院大学図書館梧陰文庫 B 一一〇「萬歳及ヒ陛下考」は、「文部省」郵紙に関連記事を切抜いて添付したものである。)

和田 幸 上のような識者連の憂慮をよそに、この流行は明治二十七年夏の日清戦争開戦以後もはや歯止め利かないところまできていた。村むらでの出征軍人の歡送迎式の中で、「萬歳」は必要不可欠の装置となつてきたのである。「天皇陛下萬歳 大日本帝國萬歳」と同時に、「何某君萬歳」を唱えられて人々は戦地に送り出されていった。この場面における「萬歳」こそは、まさしくかれらが、天皇・国家のために死を賭すことを免れえない存在であると、公衆の面前で宣告されることにはかならなかつたのである。

こうして、村むらの名もない国民大衆が天皇及び「帝國」とリンクされて、「萬歳」を唱えられる「高み」に引き上げられていった。対極からみると、「萬歳」の語は国民的日常の中に急降下していったのである。

この日常化の趨勢について、『東京茗溪会雑誌』第百九十四号(明

治三十二年三月二十日発行、三十七頁)は以下のような指摘をしている。

ばんざいと いふが このごろの はやりとなり、へいたいの
おくりむかひにも ともだちの たびだちにも その けんこう
を いのりて ばんざいを となふ、はなはだしきは なくわ
い ばんざい なながく ばんざいと いふ、この ぶんにて
おしゆかば わが この たんじょうにも ばんざいを となふ
るに いたるかも しれませぬ、こころ ある ひとびとは こ
れを いたく ひがごとく おもひ ふでにも とがめ うちに
も いひこらせど よの いきおひには ちがたく みえます
……

日清戦争後、「萬歳」は、一部での非難を後目にますます国民生活全般に浸透してきており、ほぼ日常語として成長しつつある「世の勢い」を阻む手段は、もはやなかつた。

いまひとつの例を引こう。(『東京茗溪会雑誌』第百九十三号(明治三十二年二月二十日発行、六十八頁)

明治三十二年二月六日、高等師範学校職員達は、清国に招聘された古山、根岸両教諭の「渡清送別会」を催した。高等師範学校長はじめ教授連も多数参加し、文部省からは上田萬年専門学務局長と沢柳政太郎普通学務局長が招かれていた。
宴もたけなわの頃である。

……矢田部校長徐に座を立ちて曰く

願くは両君の萬歳を祝せむ

郡珂君遽かに走り出で校長の前に至りて曰く

萬歳は至尊を祝する辞なり彼の政治家風情の会ならばいさ知らず今夕の宴にては断じて不可なり

衆みな起ちて而して曰く

両君千歳 千歳、千々歳……

「萬歳」の十分の一「センザイ」で締めた苦肉の一コマは、教育界を指導する大本山においてすら、ほんの「はずみ」で「萬歳」がとびだしかねない社会的風潮の強さと、これを押しとどめるべき立場の教育界最高指導者たちの「たてまえ」とが、せめぎあっている姿をはしなくも露見している。

この押しとどめることのできない勢いの中で、一九〇〇（明治三十三年）八月文部省は従来の学校儀式のあり方に重大な変更をうち出した。（明治三十三年八月二十一日 文部省令第十四号「小学校令施行規則」―『明治以降教育制度発達史・第四卷』六十八〜六十九頁）即ち、小学校令施行規則第二十八条は、三大節の学校儀式について一八九一年の「小学校祝日大祭日儀式規程」に大きな変更を加えたものであったが、同施行規則第二十八条第二項は「職員及児童ハ天皇陛下 皇后陛下ノ御影ニ対シ奉り最敬礼ヲ行フ」とのみ規定し、それまでの「儀式規程」の中ではこの直後の順にあった「萬歳の奉祝」を除き去った。

学校儀式中の「萬歳三唱」については、「満場の児童をして一齐に唱呼せしむるが如きは、森厳を欠くの嫌あり」（羽山好作「小学校の儀式」へ『教育報知』六百九号 明治三十二年五月二十二日発行、八〜九頁）のような指摘もすでに行われてもいた。

たしかに、「御影」に対する「最敬礼」、「教育勅語」の「奉読」と

肅々と進行する順の、ちょうどそのまん中に「萬歳」の高唱をはさみこむことは、儀式全体の「森厳」さをむしろ打ち破ってしまう意味があった。

従来の「儀式規程」の「萬歳の奉祝」が実際にはほとんど「萬歳三唱」の形式として執行されているとすれば、学校儀式の厳粛を保つ現実的施策としては、むしろこの順を省くほうがよかった。

学校儀式から「萬歳奉祝」を消去させたもう一つの要因は、「萬歳」それ自体がもはや日常語化したことにあった。「萬歳」は、国民の日常生活にとけ込むほどに、その「本来」の価値を失っていった。それ故にこそ、教育施策上の見地からすれば、逆に「儀式的日常」の世界からこの部分を退避させざるを得ない状況に追い込まれたのであるまいか。

いづれにせよ、一九〇〇（明治三十三年）年「小学校令施行規則」における儀式に関する規定は、それまでの儀式の実態を大きく変更して、「萬歳」を退避させた。これによって学校儀式は、荘重な天皇拝礼の性格をよりいっそう明確にしたのである。⁽⁵⁾

そして他方では、ここに至っては、「萬歳」の日常場面での使用について公的な規制を加えることは、為政者にとっても得策ではなかった。むしろ、「萬歳」のこのような形で国民の側からの取り込みは、ある面において国民と皇室との一体的感情の拡大・深化を意味するものであり、したがってこのことは、日本的ナショナリズムの一つの「生長点」になりえたからである。

〔II〕 国定国語教科書「読本」教材中の「萬歳」の用例

右にみたように、「萬歳」は天皇制支配体制の成立と共に、皇室に

に対する国民の翼賛の表現として新たに生まれた。その後、皇室（国家）の「永久の栄」にあやかっつて、かつ、これと命運を共にすべき意識をともなつて、個人の武運長久や個々の団体や家などの繁栄を祈念する場合にも使われるようになった。

そしてさらには、今日もみられるようなごくありふれた歓喜の表現としても用いられるようになっていくのである。

この章では、これらの「萬歳」に関する用例が、国定教科書国語「読本」教材のなかにどのように現れてくるかをみることによつて、「萬歳」の日常語としての定着過程の一端を探ることとする。

「読本」の中には、この用語を含む教材をわりあい多く見いだすことができる。一九〇四（明治三十七）年から一九四九（昭和二十四）年の間に発行された第一期から第六期までの「読本」教材の中に、「萬歳」の用語を含む教材を三十三例見いだすことができる。さらにこれらの教材を、教科書発行の期間ごとで区分して数えると、第一期（一九〇四年）が二例、第二期（一九一〇年）なし、第三期（一九一八年）が五例、第四期（一九三三年）が八例、第五期（一九四一年）が十六例、第六期（一九四七年）が二例となっている。

これを見ると、第三期の大正半ば以降の時期から第五期まで、著実に増加している。第五期に急に増えているのは、戦時下の軍国教材の急増に直接対応しているし、第六期の敗戦後は、軍国教材の徹底的否定にもなつて、激減している。

ところで、これらにみられる用例を、おおまかに以下の三つの類型に分けることができる。

第一に、皇室に対する国民の祝賀の意思の表現（「本来」の用法）、及びこれに関連して（天皇の）国家ないしこれを象徴するものに対

する祝意「類型Ⅰ」、第二に、天皇或は国家と命運を共にすべき個人・団体（機関）の武運長久ないし永久の栄の祈念「類型Ⅱ」、第三に、日常生活場面での歓喜の表現「類型Ⅲ」、とそれぞれ指定しえよう。以下において、これらの三つの類型について、それぞれの教材の用例をとりあげながら、「萬歳」の用語の定着過程についてのいくつかの素描を試みたい。

「類型Ⅰ」の教材は、全期間を通して最も多くみられる。

「……武士の取り扱っていた政治は、ここで、はじめて、天皇陛下が、御自身で、お取扱ひになることになった。これを明治維新といふのだ。」

老人は、かう、いつて、ちよつと、話をやめた。

小太郎らは、ほつと、息をついた、そして、一度に「天皇陛下萬歳。」といった。

（尋常小学読本・巻八（明治三十七年発行） 第十二 老人の話・三）

『日本教科書大系 近代編第六巻 国語（三）』五一二頁

右のような「天皇陛下萬歳」は前章でもすでにみたように、日清戦争を経て明治三十年頃には完全に定着していたとみてよいであろう。

第三期までの教科では、

キノフ ハ 十月 三十一日 デ、天長節 ノ オイハヒ日 デ
シタ。……キノフ ハ 日本国中 ノ 人 ガ ミンナ 天皇
ヘイカ ノ バンザイ ラ イハツタ ノ デス。

〔尋常小学国語読本・巻四〔大正八年発行〕 三〕十月三十一日〕

『日本教科書大系 近代編第七卷 国語（四）』三一七頁

のように、皇室への祝賀を題材にして、一般的な皇室崇敬の心情を培養しようとするものであったが、第四期以降は、左に示すような、軍の具体的な戦闘行動を題材にしたものが多く教材化されている。

……すかさず、編隊群長の爆撃開始命令が下った。

「それつ。」とばかり、一弾、二弾、続いて第三、第四、>>>。

機の胴体から離れた爆弾は、糸を引くやうに目標めがけて落下する。

一瞬にして、飛行場にもすごい黒煙がうづ巻いた。全弾命中。

何といふ快さだ。

「天皇陛下萬歳」

と思はず誰かが叫ぶと、

「萬歳、萬歳。」

一同の声が感激にふるへた。……

〔小学国語読本・巻十一〔昭和十三年発行〕 第二十七 空中戦〕

『日本教科書大系 近代編第八卷 国語（五）』二〇四頁

この傾向は、云うまでもなく日本軍の中国大陸侵略を反映して、軍国日本のために「天皇陛下萬歳」を叫んで滅私奉公すべき少国民を、意識的に育成しようとするものであった。こうした絶叫調の「萬歳」が次第に「読本」教科書全体に重くのしかかかっていくのである。また、このような軍国主義への傾斜のなかで、次のような教材も

現れて来る。

ヒノマル ノ ハタ

バンザイ バンザイ

〔小学国語読本・巻一〔昭和八年発行〕〕

『日本教科書大系 近代編第七卷 国語（四）』五〇六頁

「日の丸」の旗を掲げ、これに対する拝礼の強制や萬歳の唱和が強くと打ち出されるようになったのも、日本軍の侵略行動の激化と国内における排外主義の強化と期を一にしていた。だから、この時期に「日の丸」が「萬歳」の対象として教材化されたのである。

昭和初期のファシズム化の過程で、日本の指導者たちは、「日の丸」¹¹「日章」を「天祖天照大神をはじめ奉り我が国を統治し給ふ万世一系の天皇の表徴」¹²として大々的に宣伝して国粹思想をおおった。この教材の中の「日の丸」は、もはや単なる「国章」ではなく、「天皇の表徴」としての「萬歳」の対象としてまつりあげられ、侵略戦争遂行のための国民的行動のシンボルとして、その先頭に打ち振られていくことになる。

〔類型II〕は全体を通して他の二類型ほど多く教材化されていないが、その典型は、やはり「入営」する兵士の歓送シーンの描写であろう。

武雄は、この春、徴兵検査を受けて、しゅびよく、合格しました。……武雄は、喜んで、入営の日を待っていました。いよいよ、その日が来しました。……武雄は、「おとうさん。おかあさん。ごきげんよう。みなさん。ごきげんよう。」と、出て行きました。

父と母とは、武雄について、門まで、出ました。村の人たちは、「武雄君。萬歳。」と祝ひました。

〔尋常小学読本・巻八（明治三十七年発行） 第七 武雄の入営〕

『日本教科書大系 近代編第六卷 国語（三）』五〇七頁

この歓送の「儀式」は男子が「天皇の軍隊」に帰属してはじめて一人前と認められる「ハレ」の舞台なのであり、一生の中でも特別な節目としての意味をもつものであった。

この意味で、左に掲げるような、「進水式」を祝う軍艦に対する「萬歳」も、先の例と全く同じ意味において、この類型に属するものとみてよい。

今日を晴と満鑑飾をほどこされたる三万四千噸の大戦艦陸奥は、海を後にして悠然と横たはれり。

果もなくすみ渡りたる大空、はなやかに流るる日の光、場に満ちたる十幾万の拝観者の胸は、まさに始らんとする進水式の壮快なる光景を予想して、唯をどりにをどる……

……拍手かつさい、天地をとどろかす萬歳の叫、勇壮なる軍楽の調、工場といふ工場、船といふ船の汽笛が一せいにあぐる歓呼の声。見るみる艦は速力を増して、白波高く海にをどり入る。

ああ、海の戦士の勇ましき誕生。

〔尋常小学国語読本・巻十（大正十一年発行） 二六六 進水式〕

『日本教科書大系 近代編第七卷 国語（四）』四八三頁（四）

八四頁

ところで、ここにみた二つの例とも、皇室・国家とのリンク形式

をすでに喪失している。これは、一世一代の「ハレ」の日を祝う意味あいだけが次第に独自性を強めていったことを物語っている。とはいえ、個々の場面における祝賀と皇室・国家との意識面での連続性を完全に断ち切っているわけではない。

明治三十七年発行の教科書にすでにこの用例が現われていること、及び前章でふれたこともあわせて、明治三十年代後半頃までには「類型II」の用法が一般化していたものとみられる。

〔「類型III」は、「類型II」が更に派生して、「ハレ」の要素を捨て去ったことよって生まれた。この場合の「萬歳」は、もはや特別の節目の表現ではなく、ごく日常的な場面に適用され、同時に、全く個人的な喜びを表現する意味あいにとつて変わった。したがってまた、この意味で個々人が使用すること自体においては、かれが皇室や国家との意識の上でのつながりを自覚することは、もはや全くと言っていいほどあり得ないであろう。〕

この類型に属する教材は、第三期以降かなり多くみられるようになる。これらの教材のうち、最初に登場した用例だけを示すにとどめよう。

……三人は、一しよに 舟を 出しました。舟は 風 に ゆられ ながら、土ぼし の 方 へ ながれて 行きます。三人は 舟 と ならんで、川 の ふち を かけて 行きます。草 の は に とまっていた ふうてふ が おどろいて とびたちました。

みよ子「あら、てふてふ が 五郎 さんの 舟 に とまりました。」

舟 は だんだん 土ばし へ 近く なります。

五郎「ほうら、もう ちぎ しようぶ だ。」

みよ子 は さつと ささの 小えだ を 上げて、

「一ばんがち、五郎 さんの 舟。」

二郎「五郎 さん ばんざい。」

三郎「五郎 さん ばんざい。」

(尋常小学国語読本・巻三(大正七年発行) 二十 ささ舟)

『日本教科書大系 近代編第七巻 国語(四)』三〇九頁

大正中期以降、子供の生活場面を題材とする教材が増加するが、「萬歳」はこれらの教材の中でよく登場するようになる。これらの教材の中にみられる用例は、今日私たちが一般的に使用しているような、非限定的な歓喜の端的な表現となんら変わりはない。

こうした傾向からみて、大正半ば頃までには、「類型Ⅲ」の用法が日常生活の中に浸透していたものとみてよいであろう。

おわりに

以上みてきたように、「萬歳」は明治二十年代のはじめ、大日本帝國憲法の発布を期して、「神聖不可侵」の主権者天皇に対する国民大衆の祝賀の表現として改めて意義づけられて、新たな出発をした。この意味で「萬歳」は近代天皇制の申し子であった。

そしてこのコトバは、国民大衆の個々の「ハレ」の日を祝う場面にも適用されることよって、国民生活の中に深く根を下ろしていった。この意味あいにおける用法は、明治三十年代にはもう全国

的に普及したものと思われる。

さらに大正半ば頃までには、全く非限定的な日常的生活場面での歓喜の表現としても定着したといえる。

このコトバは、驚くべき速度で国民の間に浸透していった。明治国家は、当初は学校儀式において、非日常的・限定的な意味での皇室への「萬歳奉祝」を位置づけた。しかし、事態は政策の意図をはるかに飛び越えて、「萬歳」は、むしろ国民大衆の側からの積極的な取り込みによって、一挙に日常語化への道を歩んだ。

「萬歳」が急速度で国民的日常の世界に深く根を下ろしつつある明治三十年代前半に、国家は「萬歳奉祝」を学校儀式から急遽退避させた。この措置は、「萬歳」の大安売り状況に対処して、とりあえず学校の枠の中での皇室崇拜儀式の「森敵」を保持しようとしたに外ならない。

ともあれ、このように国民が「萬歳」を積極的に自己のものとしていったのは、一面においては、「両手を高く挙げて、力強く発声唱和する」表現形式の中に、「内から外へ」むけての自己の意識的方向性を指し示す、いわば標識としての意味を見いだし得たからであろう。その意味では、それは近代における個の発現を志向する国民の意識作用としての標識のようにも見える。

もちろん本質的には、「萬歳」が本来皇室翼賛の意識を原点としているかぎり、それは絶えず、近代的自我をおし殺す皇室崇拜心へと国民意識を求心する働きを持ち続けてきた、というべきなのである。

「萬歳」は今も生き続けている。そして近来、国家は、再び「本来」の用法に重きを置き、天皇・国家への「萬歳」へと国民を導こうとしているかに見える。もちろん、わたしたちはこのコトバを各々場

面や対象を区別して使い分けている。だがもう一方で、わたしたちの意識の深層には、これらを区別しきれない、なにかいい知れない「つながり」が未だ潜んでいるのではないか、との不安がよぎるのはい過ぎ過ぎだろうか。

〔注〕

(1) 「萬歳」の古来の用例については、黒川眞道「萬歳を称することの考」(『大洲学会雑誌』巻之百三十三、同百三十四、明治三十年七月十日、同八月十日発行)などを参照。また、即位式に用いる旗は「萬歳旗」といわれ、おのおのの即位ごとに「萬歳」の二文字を独自にデザインしたものである。なお、現在宮内庁書陵部において、近世までに用いられた「御即位萬歳御旗ノ下書」九折を閲覧することができる。

(2) 近代における「萬歳」のことはじめについては、「萬歳」の唱和が帝国大学で考案された当時に同大学教授であった菊池大麓が、のちに『東洋学芸雑誌』第四百六号(大正四年七月五日発行、四三四〜四三五頁)に「パンザイの初まり」として紹介している。
右のほか、「萬歳」の発祥について、和田信一郎「君が代と萬歳」(昭和七年七月三十一日発行)、『東京帝国大学五十年史・上冊』(昭和七年十一月二十日発行)がやや詳しく著述しているが、これらはいずれも、菊池に依拠するところが大きいと思われる。長文にわたるが、菊池の論稿の一部分を引用しよう。

……明治二十年の頃東京帝国大学では運動会の終わりなどに今ならば「パンザイ」を唱ふ可き場合に発声者が英語の Three Cheers for the University (大学の為)に三度歡呼)と言つて Hip! Hip! Hurrah! と三度叫ぶのが普通であった。之れは一つは当時運動会の指導者が英人であったからでもあるが、一つは日本語に適当な歡呼の方が無かつたからで、何か然る可きものは無からうかと大学の人々も常に考へて居たのである……

……サテ二月五日に此教授總會が開かれた、(大日本帝国憲法)発布式当日は如何にすべきかが問題となつた。当日は式後觀兵式に臨幸が有るので各官立学校の職員学生生徒は二重橋外で通御を拜することになつて居たが、吾々は唯沈黙して敬礼するだけでは比隣吾々の喜悅の情を表は

すに物足りない心地がするので何とか歡呼したいと云ふのが一般の心であつた。吾々が其以前より研究して居たのも実は斯様な時の為である。ソコで色々の説も出たが何れも充分の賛成が無かつた。最後に外山正一君の言ひ出した「パンザイ」が遂に採用された。此語は最歡呼の語としての資格を具へて居る。古より「萬歳」は祝賀の言葉である位で其の意義に於いて適當である。発音から言ふと「ア」音が「バ」と「ザ」で二つ有る。「ア」音はアイウエオの中最も口を大きく開けて発するのであるから大声に叫ぶに適當である。加之其首の「バ」のb音は破裂的では是れ又大に叫び声に力を添へる。夫れで「パンザイ」は良いが一ツでは不足だと云ふので評議の上「パンザイ、パンザイ、パンザイ、パンパンザイ」とする事に決した。……

……尚ほ一言せねばならぬことは「萬歳」の音は「パンゼイ」か「マンザイ」かである可き筈で「パンザイ」と言ふのは呉音と漢音を混じて不都合であるとの議論もあるが当日此議論が出たか何うだか今は記憶せぬ、が発音の上から言ふと何うでも上記の如く「パンザイ」でなければならぬ。新しい言葉と思へば夫れで宜しいのである。……

夫れから渡邊総長は大学教授會の決議を齎して文部省に至り森文部大臣に上申し宮内省と交渉の未差支なしとなつたので独り大学のみならず總ての直轄学校でも行ることとなつた。……

斯くて明治二十二年二月十一日宮城に於て憲法発布式が行はせられたる後觀兵式臨幸の爲二重橋外広場通御の際「パンザイ、パンザイ、パンパンザイ」の聲は予期の如く初めて一千数百の学生生徒に依つて発せられた、之が「パンザイ」の公に唱へられた初まりである。

(3) いわゆる「祝日大祭日」は年間十日あるが、「小学校祝日大祭日儀式規程」の中で「萬歳奉祝」をすべきことと定められているのは、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭、新嘗祭、一月一日の六日である。

(4) 一八九三(明治二十六年)五月五日文部省令第九号は、明治二十四年六月の「小学校祝日大祭日儀式規程」の十の儀式日のうち、右規程による儀式の執行を原則として一月一日・紀元節・天長節のいわゆる「三大節」とすべき旨を命じた。この点に限っては、この省令九号は明治三十三年八月「小学校令施行規則」における儀式改定に先んじていた。

(5) 一般の学校儀式において、「萬歳三唱」はこれ以後姿を消した。ただし、皇室の大慶時(即位礼、立太子礼など)においては、全国の全ての学校において「萬歳三唱」すべきことが命ぜられた。

たとえば、一九一五（大正四）年十一月十日の大正天皇の即位式に、京都御所・紫宸殿の「萬歳齋」（ばんざいばんり即位式につきものの旗）の前で、内閣総理大臣の音頭に合わせて全国の官公署・学校等をはじめ全国各所で一斉に「萬歳三唱」を行った。（大正四年九月二十八日付・発普四九四号文部次官発道府県知事宛通牒は、全国の学校において学校長の音頭で「萬歳三唱」すべきことを命じた。へ熊本県立図書館 熊本県行政文書「自大正四年至五年 学事」その他に所収）

なお付言すれば、一九三七（昭和十二）年十二月九日付、発社二五〇号文部次官・内務次官発各地方長官宛「新年奉祝実施方ニ関スル件」依命通牒は、「聖寿ノ無窮ヲ寿キ奉ルト共ニ時局ノ重大性ニ鑑ミ国民精神総動員ノ趣旨ニ則リ拳国一致尽忠報国ノ念ヲ新ニ堅忍持久時艱ヲ克服シ以テ皇運ヲ扶翼シ奉リ国威ヲ中外ニ宣揚スル国民ノ覚悟ヲ堅ムル為」に、翌年一月一日に官庁学校をはじめとする全国民が一斉に「新年奉祝式」を行うよう命じた。同通牒が掲げている「式次第」は、「国歌斉唱」「宮城遙拝」とともに「天皇陛下萬歳奉唱」を明記している。

この年の七月に日中戦争に突入した日本の指導者は、「国民精神総動員運動」のスローガンのもとに国民を総ぐるみで戦争に動員しようとした。このとき、学校儀式において、法規上再び「萬歳奉唱」を明確に打ち出した。（右の謄写印刷による通牒は、奈良県立奈良図書館蔵『奈良県行政文書』のうち「昭和十二年 訓令通牒綴 教育課」に綴じ込まれている。）

(6) この部分の引用は、早川須佐雄「国旗の知識」（同文館 昭和十四年十月発行）一五三〜一五四頁であるが、いますこし詳しく引こう。

……日章即ち太陽は、天祖天照大神の表徴であり、そのかみに於ては天照大神をその威霊自然の法則を超越し、人事自然の一切に及ぶ神として「日の神」と称へ奉っている。又皇位を「天津日嗣」と称へ、天皇を「日の神の御子」と仰ぎ奉る観念は古今を通じて変らざる通念である。即ち天祖をはじめ奉り我が国を統治し給ふ万世一系の天皇の表徴たる日章は延ては国民尊崇の中核である。……日章は有史以来常に変らず万物を照覧し、その未来に於ても変るところなく、しかもその輪郭は円形であるが故にはじめもなくをはりもない。常に国民を慈しみ給ふ天壤無窮の皇室を戴き、永遠に変わることなき万邦無比の国体を保持している我が国の国体は、その光輝、その不変、その終始なき繁栄に於て日章と同一である。……

このように、「日章国旗」を「国体」観念の「表徴」として説く論は、すでに大正期には明瞭な形をとってあらわれている。（たとえば、山内佐太郎編集発行『国旗之精神教育』大正九年十月、国会図書館蔵）ただ、これは国民精神の動員のためのイデオロギーとして意識的に展開されてくるのは、教化総動員による思想統制が強化された一九二九（昭和四）年以後であらう。

（本学助教 岩見沢分校）